

令和3年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和3年3月29日(月)
開会 午前 10時30分
閉会 午前 11時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、佐藤 勝美、杉浦 巖(代理:濱田 清司)、
秋田 さとし、市原 誠二、片渕 卓三、陣矢 幸司、安田 吉宏、
塚本 和郎、宇野 恵子、松原 圭子
12名
- 4 欠席委員
林 光寛
1名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 臼井 武男、都市整備課長 出口 哲朗、
都市計画課長 伊藤 秀記、都市計画課長補佐 永尾 幸市、
都市整備課係長 丸田 純史、都市整備課主事 古川 麗美、
都市計画課主査 北原 邦泰、都市計画課主事 穂園 卓也
- 7 議題等
審議事項
(1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について
(2) 特定生産緑地の指定について(意見聴取)
報告事項
三郷駅周辺まちづくりについて
- 8 会議の要旨

事務局
(都市整備部長)

皆さん、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から「令和3年第1回尾張旭市都市計画審議会」を始めさせていただきます。私は、都市整備部長の臼井と申します。皆さん本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。

さて、本日の審議事項につきましては、第1号議案として「名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について」、第2号議案として「特定生産緑地の指定について(意見聴取)」の2件となっております。

また、報告事項につきましては、「三郷駅周辺まちづくりについて」です。

	<p>それでは、会議に先立ちまして、連絡事項が3点ございますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>都市計画課長の伊藤です。私から3点御連絡させていただきます。まず1点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてです。皆様におかれましては、会議室への入室前の健康チェック、検温、マスクの着用、消毒などにつきまして、御協力ありがとうございました。その他にも、会議室の消毒や、席の間隔を広くするなどの対応を行っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目としまして、会議の公開についてでございます。本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開しておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>3点目として、資料の確認でございます。事前にお配りしている資料はお持ちでしょうか。不足がございましたら事務局より用意いたしますので、お声掛けください。</p> <p>本日、机の上にお配りした資料があります。まず一つは、資料2、名簿を左側に置かせていただいたかと思えます。その他、右側に、資料3とある「本日の配席図」、資料4の「都市計画審議会条例」、資料5の「都市計画審議会運営規程」とA4横の冊子の報告事項「三郷駅周辺まちづくり事業」と表紙に記載のある資料です。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、私からの説明は以上となります。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>続きまして、本日の出席委員につきまして、御報告いたします。本日は、林委員より、所用のため欠席する旨の御連絡をいただいておりますのでお知らせをさせていただきます。</p> <p>また、守山警察署長の杉浦委員につきましては、代理として地域課尾張旭幹部交番所長の濱田様に御出席いただいておりますのでお知らせをさせていただきます。</p> <p>結果、委員13名のうち12名に御出席いただいております。尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する、過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>なお、本日出席しております事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが、資料2の「事務局等出席者名簿」にて御確認くださいようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めてまいります。進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、本審議会の会長であります水津様にお願いいたします。</p> <p>では、水津会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきまして</p>

<p>議 長</p>	<p>は、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者には、片渕委員と、宇野委員のお二方を指名させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の3、審議事項に入らせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (都市整備課係長)</p>	<p>それでは第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について説明させていただきます。</p> <p>こちらは、「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」を行うものとする」として、本審議会へ付議するものでございます。</p> <p>ページをおめくりください。1ページでございます。</p> <p>それでは、変更の内容について御説明いたします。</p> <p>上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、面積約4.2haとあり、その下に変更理由を記載してございます。今回は、交換分合に伴う、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするものです。変更後の指定面積は、約4.2haで変更はありません。</p> <p>理由について述べさせていただきます。「市街化区域内に存する(そんする)農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、交換分合による土地の集合化により新たに一団の農地が生じ、生産緑地として評価できるため、一部区域を変更するものである。」としてございます。</p> <p>ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。</p> <p>「生産緑地地区の変更理由書」となっております。冒頭にその定義や指定要件などがあります。</p> <p>ページ中ほどの4番を御覧ください。</p> <p>生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回の変更は⑧交換分合等を実施する場合に該当します。</p> <p>交換分合をする理由としましては、第3者の開発行為等により、当該生産緑地が支障となり、やむを得ず交換等により位置を変更するもので、変更後の生産緑地地区が都市計画上の観点から機能が同等以上のものであり、営農環境や生産緑地地区の機能性が向上すると見込まれるため、国の都市計画運用指針及び愛知県の生産緑地法の運用の手引きに基づき、生産緑地地区を変更するものです。</p> <p>次に、資料の3ページの変更状況調書を御覧ください。</p> <p>まず、上段の表「生産緑地地区の一団数及び面積」を御覧ください。</p>

事務局
(都市整備課係長)

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり、一団数が40団地、面積42,225㎡を指定しているところでございます。

今回の位置の変更によりまして、一団数の減少はありませんが、測量の結果、面積として約1㎡の増加となり、表の「変更後」のとおり、40団地、面積約42,226㎡となるものでございます。

次に、下の表の「箇所別調書」を御覧ください。変更の説明になります。

一団番号5-11、変更面積1㎡、でございます。理由は、先ほど説明させていただきました「変更理由」のとおり、地積更正による面積の変更及び交換分合によるものでございます。

次に、1ページ飛んでいただきまして、資料の5ページを御覧ください。

折込みになっております、A3サイズの総括図です。こちらが市全体の生産緑地地区を図示したものです。その中の○印箇所が、今回、変更する生産緑地地区でございます。

一団番号5-11、西大道町下大道3987番1の一部、3987番2の一部、3987番3の一部、3987番10の一部です。

資料の6ページを御覧ください。

資料の中央にあります一団番号5-11ですが、追加する生産緑地地区を赤、除外する生産緑地地区を黄で記載しております。

最後にこの生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、資料を少しお戻りいただきまして、4ページを御覧ください。

左側、事項の一番上の段、愛知県との事前協議につきましては、令和3年1月28日に行い、すぐ下の段、令和3年2月18日に意見のない旨の回答を得てございます。

上から4つ目の段、都市計画法第17条に基づく公告・縦覧ですが、変更案縦覧の公告を令和3年3月1日に行い、案の縦覧を3月1日から3月15日までの2週間行いました。縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

最後に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、愛知県への本協議を経まして、令和3年4月下旬を目途に市の告示を行う予定でございます。

以上で「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長

説明ありがとうございました。

第1号議案の内容に関しまして御意見などありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

それでは採決を行います。第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長	<p>(委員の挙手) 挙手全員です。 第1号議案については、原案のとおり可決することとします。 これで、第1号議案の審議が終了しました。 続きまして、第2号議案「特定生産緑地の指定について(意見聴取)」 について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (都市整備課係長)	<p>続きまして、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」 について説明させていただきます。</p> <p>こちらは、「生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、特定 生産緑地の指定に向けて、意見聴取を行うものとする」として本審議 会へ付議するものでございます。</p> <p>1枚おめくりください。1ページ目でございます。</p> <p>特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定から30年を経過する前に 申請することで、これまでの生産緑地の優遇制度が10年間延長され る制度でございます。</p> <p>「1 特定生産緑地制度について」にもありますとおり、国は平成 27年に都市農業振興基本法を制定し、平成28年5月に策定された 「都市農業振興基本計画」において、都市農地が「宅地化すべきもの」 から「あるべきもの」に位置付けが転換され、生産緑地法が平成30 年4月1日に改正施行されました。同法において生産緑地は、都市計 画決定の告示日から起算して30年経過する日(申し出基準日)以後、 所有者がいつでも市長に対して買取申出が可能となるため、令和4年 度以降の生産緑地は都市計画上、不安定な状態に置かれます。そこで、 特定生産緑地制度では、生産緑地地区の決定から30年を経過する日 までに指定することで、30年経過後も引き続き税制優遇措置を受け ることができるとともに、営農義務が10年に短縮され、10年経過 前に農業を続けるか所有者等の同意を確認し繰り返し10年延長す ることで、引き続き生産緑地地区が保全され、良好な都市環境の形成 が図られるものとしています。</p> <p>「2 指定の効果」につきましては、特定生産緑地に指定する場合 は、これまでどおり固定資産税・都市計画税は農地での評価・課税に なり、死亡・故障の理由がなければ買取申出はできません。一方、特 定生産緑地に指定しない場合は、固定資産税・都市計画税は段階的に 宅地並み課税に引き上げられますが、死亡・故障の理由がなくても、 いつでも買取申出が可能となります。</p> <p>ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。</p> <p>「3 本日の都市計画審議会へ意見聴取する主旨」ですが、市町村 長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しよ うとする場合は、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審 議会の意見を聴く必要があります。本市では、令和元年度から所有者 の方へ指定意向の確認を実施し、申し出のあった生産緑地を令和3年 4月に特定生産緑地として指定する予定であり、このことについて、 本日の尾張旭市都市計画審議会にて御意見を伺うものです。</p>

事務局
(都市整備課係長)

次に、3ページを御覧ください。

「5 経緯」です。本市では令和2年1月に尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱を制定し、令和2年2月1日から10月31日まで特定生産緑地の指定申請受付（第1期）を実施しました。

続きまして、「6 指定予定等」の表にありますBの部分ですが、平成4年指定分の67筆、4.17ヘクタールのうち、Aの第1期受付分の26筆の1.92haの申出がなされております。面積ベースでの申請割合は約46%となっております。今回の都市計画審議会で意見聴取するものは、表にあります第1期受付分の「26筆、1.92ha」です。申請があったものにつきましては、現地調査を行い、適切に農地として管理されていることを確認しております。

「7 今後の予定」でございますが、本日の都市計画審議会での意見聴取を受けて、令和3年4月の指定公示を予定しています。実際に特定生産緑地の効力が発生するのは、生産緑地の指定から30年経過後の令和4年12月4日となります。この日から10年間、特定生産緑地となり、以降、10年ごとに所有者に確認をして、さらに10年延長するか判断をすることとなります。

最後に、2枚おめくりいただきまして、右肩に「資料2」とあります資料を御覧ください。

「特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）」です。先ほど申し上げた、新たに特定生産緑地に指定する区域「26筆、1.92ha」を記載しています。右から2つ目、申出基準日は生産緑地地区の当初の都市計画決定告示から30年経過後の日付を記載しています。一番右の図面番号は、次のページ以降の資料3の図面の番号です。

1枚おめくりください。「資料3」として、尾張旭市全体で「特定生産緑地に指定する箇所を示した位置図」を添付しております。

今回、初めての特定生産緑地の指定手続きとなりますが、来年度、再来年度と同様の指定手続きを行う予定をしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」についての説明を終わらせていただきます。よろしく御意見賜りますようお願いいたします。

議長

説明ありがとうございました。

内容について御意見などありましたら、お願いいたします。

(意見なし)

特に御意見もないようですので、審議会としては、「意見なし」ということで御異議ございませんでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

御異議もないということなので、これで、第2号議案については終了いたします。

説明を終えた事務局は退席をお願いいたします。

(事務局(都市整備課) 退席)

続きまして、会議次第の4、報告事項に移らせていただきます。

<p>事務局 (都市計画課主事)</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より、報告事項「三郷駅周辺まちづくりについて」説明させていただきます。</p> <p>前回の令和2年1月6日の審議会において、三郷駅周辺まちづくりについての状況を御説明させていただきました。本日は、その後の状況について御報告させていただきます。</p> <p>机上配布した資料6と資料7を用いて説明させていただきます。まず、資料6を御覧ください。</p> <p>こちらの資料は、1月に開催した市民を対象とした都市計画（案）の説明会の内容をまとめたものです。</p> <p>1枚おめくりください。</p> <p>「1 三郷駅前地区の都市計画（案）説明会報告」です。</p> <p>令和3年1月21日（木）から24日（日）の4日間開催し、参加者は、合計で24名が出席されました。</p> <p>説明会資料については、お手元にお配りしている資料7でございます。こちらは、市ホームページに音声付き説明資料を掲載しております。概要については、後ほど御説明させていただきます。</p> <p>1枚おめくりください、2ページです。</p> <p>「2 説明会での主な質疑応答」を御覧ください。「(1) 道路計画について」を御覧ください。</p> <p>主な質疑として、駅前広場整備後の道路、車や歩行者の動線、信号設置の有無などについて質疑がございました。</p> <p>続いて、3ページを御覧ください。</p> <p>「(2) 再開発ビル等の計画案」については、民間事業協力者の選定方法、マンション、駐車場及び公共施設の整備計画やマンション棟の防火面やイベントスペース等の利活用についての質疑がございました。</p> <p>4ページを御覧ください。</p> <p>「(3) その他」については、駅前広場整備後のバス路線の計画、駅北側の2期事業の整備時期、渋滞緩和についての質疑がございました。また、資金計画を明示するべき、地区外の意見をもっと聞くべきではといった御意見を頂戴いたしました。</p> <p>それぞれに対する回答について記載していますが、時間の都合もありますので、割愛させていただきます。</p> <p>いずれにしましても、今回はあくまで、都市計画決定に係る説明会として開催いたしましたので、事業に関する具体的な内容については今後、検討することになりますので、御理解ください。</p> <p>説明会の資料に、次回、審議していただく都市計画（案）の内容が含まれますので、後ほど、説明させていただきます。</p> <p>説明の前に5ページを御覧ください。</p> <p>今後の都市計画の手続きの予定を説明させていただきます。</p> <p>赤字で記載しておりますとおり、令和3年4月9日から23日まで、都市計画法第17条に基づく、縦覧を2週間行います。御意見の</p>
--------------------------	---

ある方は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。
その下の、令和3年6月頃、提出された意見への対応を含めた都市計画変更の案について都市計画審議会で審議を予定しています。

そして令和3年7月頃、市決定については、愛知県と協議を実施し、県決定については、愛知県の都市計画審議会において審議があります。

最後に令和3年8月頃、都市計画決定（告示）を予定しています。こちらは、あくまでも予定ですので、時期については前後することがありますので御承知おきください。

都市計画の手續について、御説明させていただきましたが、都市計画審議会を今年の6月に予定していますので、御出席いただきますようお願いいたします。日時については、改めて通知させていただきます。

それでは、お手元の資料7の「三郷駅前地区に関する都市計画（案）説明会資料」を御覧ください。

まず、表紙の目次を御覧ください。

「三郷駅周辺まちづくり事業について」と「都市計画（案）の内容について」の2部構成となっております。前段は前回の都市計画審議会で報告した内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

二つ目の都市計画案の内容について説明させていただきます。

13ページの「1 都市計画（案）の区域について」を御覧ください。

今回4種類の都市計画の決定や変更をしようとするものです。一つ目が、赤の市街地再開発事業、二つ目が、緑の高度利用地区、三つ目が、防火地域、四つ目が、都市計画道路になります。詳細な内容については、順に説明させていただきます。

14ページの「2 都市計画とは」を御覧ください。

都市計画決定とは、将来計画の明示と都市計画制限により事業の困難化を防ぐものです。都市計画が決定されると、原則として都市計画法第54条に該当する除却容易な建築物以外の建築は禁止されます。

15ページを御覧ください。ここからは、先ほどお話しした4つの都市計画（案）の内容について順に説明してまいります。

まずは、市街地再開発事業についてです。

「市街地再開発事業」とは、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びにこれらに付帯する事業を同時に行うものです。

16ページを御覧ください。「(2) 計画図」です。

区域の北側は、名鉄瀬戸線、西側に玉野川森林公園線、南側が名古屋瀬戸線となっております。図の中に再開発で整備される道路を記載しております。特殊道路10-1号、区画道路7-1号、そして駅前広場を含む三郷駅前線の3路線がございます。なお、特殊道路10-1号は、歩行者専用道路となります。

17ページを御覧ください。

市街地再開発の都市計画で定める事項です。名称は、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業です。

面積は、約1.1haです。建築物の整備に関する計画として、建築面積は、約4,800から5,500㎡で計画しております。

延べ面積は、建物の1階、2階など、全ての床の合計面積で、当地区では約30,000から33,000㎡です。

建蔽率は、土地面積に対する建築面積の割合であり、約8/10で、80%として計画しています。

容積率は、土地面積に対する容積対象の床面積の割合であり、約40/10で、400%として計画しています。

主要用途は、住宅、商業施設、公共施設、駐車場です。

建築敷地面積は、約6,300から7,300㎡とし、建築物の周辺の空地は、歩行者の快適性・安全性を確保するための公共的空地として整備を予定しております。

市街地再開発事業の都市計画で定める内容は以上となります。

18ページを御覧ください。「4 高度利用地区について」です。

「高度利用地区」とは、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図るものです。

19ページを御覧ください。

高度利用地区の計画図となります。図の赤い線が施行区域の境界となります。市街地再開発事業の区域と同様となります。

20ページを御覧ください。

高度利用地区の都市計画で定める事項です。

高度利用地区では、表に記載している内容について定める必要があります。種類は、高度利用地区、地区名は三郷駅前地区です。

面積は、約1.1haです。

容積率の最高限度は、40/10、400%で、最低限度は、10/10、100%です。

建蔽率の最高限度は、8/10、80%です。

建築面積の最低限度は、200㎡です。

高度利用地区の都市計画の内容は以上となります。

21ページを御覧ください。

「5 防火地域・準防火地域について」御説明いたします。

防火地域、準防火地域とは、都市や地区に見合った防火性能の高い建築物等の建築を促進することにより、火災の延焼拡大を抑制し、経済的・効果的に不燃都市の建設を図ろうとするものです。

22ページを御覧ください。

防火地域・準防火地域の新旧比較図です。左が変更前（旧）で、右が変更後（新）になります。

赤色で着色した部分、これは市街地再開発事業の区域と同じです

事務局
(都市計画課主事)

が、今回、こちらを防火地域にするものです。

23ページを御覧ください。

防火地域・準防火地域の都市計画で定める事項です。

本市は、これまで準防火地域のみでしたが、市街地再開発事業に併せて、準防火地域から防火地域に約1.1ha変更します。これにより、準防火地域は約1.1ha減少し、約102haとなります。

24ページを御覧ください。

「6 都市計画道路について」御説明いたします。

都市計画道路とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。

25ページを御覧ください。

都市計画道路の計画図です。

黄色の三郷駅前広場約630㎡を廃止し、緑色の三郷駅前広場約2,500㎡、三郷駅前線を新たに位置付けます。

都市計画道路については、市で決定するものと県で決定するものがありますので、順に説明させていただきます。

26ページを御覧ください。

市決定の都市計画で定める事項です。

本市が決定する内容は、都市計画道路中3・4・290号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止し、そして、3・5・541号三郷駅前線を新規に追加するものです。

なお、その他の欄に記載していますとおり、面積約2,500㎡の駅前広場を設けます。

27ページを御覧ください。

こちらは県決定の都市計画で定める事項です。

三郷駅前線が県道である名古屋瀬戸線（瀬戸街道）と接続することに伴い、名古屋瀬戸線の都市計画について変更を行う必要があります。表の「構造」の欄の「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」の欄に19箇所とありますが、1箇所増加するという変更となります。

以上が市街地再開発事業、高度利用地区、防火地域・準防火地域、そして、都市計画道路の4つの都市計画（案）に関する説明となります。

説明した内容については、今後、縦覧を予定している都市計画の案となります。

次回の審議会では、縦覧期間にいただいた意見書について対応を踏まえた都市計画案を御審議いただくこととなります。

私からの説明は以上です。

議長

説明ありがとうございました。

次回の審議会では、今、説明いただいた三郷駅周辺まちづくりに関して、市街地再開発事業、高度利用地区、防火及び準防火地区、そして都市計画道路について審議することになるとのことでした。

御意見や御質問などありましたら、お願いいたします。

片 渕 委 員	<p>22ページの防火地域・準防火地域についてですが、変更前（旧）が準防火地域となっております、変更後（新）が今回、防火地域に変更するということですが、防火地域になることでどう変わっていくのでしょうか。</p>
事 務 局 (都市計画課長補佐)	<p>準防火地域というのは、基本的に耐火建築物で4階以上とか、3階の一部などで、1、2階は木造建築物でもよいとされていますが、防火地域になりますと、1、2階においても耐火建築物等にしなければならないとなっております。したがって、当然ながら、防火性能が上がるということになります。</p>
片 渕 委 員	<p>防火力が高くなるということですね。分かりました。</p>
議 長	<p>具体的には、構造や素材に大きな違いが出てくるということですね。 他に御意見などありましたら、お願いいたします。 今後、何回かお話を聴く機会があるかと思っておりますので、御質問などあれば、よろしいでしょうか。 他に御意見、御質問がないようであれば、議題4は以上でということにさせていただきます。 それでは、次第5、その他に入ります。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (都市計画課長)	<p>それでは、次回の審議会の予定について説明させていただきます。 次回は、今年の6月頃に開催を予定しております。先ほど御報告した三郷駅周辺まちづくり事業の都市計画決定及び変更について、審議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 具体的な開催日時につきましては、改めて調整させていただきたいと考えております。 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、これをもちまして、令和3年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん大変お疲れ様でした。</p>